

自転車条例Q & A

Q 1 条例の対象はだれですか。

石川県内で自転車を利用する全ての方が対象です。石川県内において自転車を利用するときは、県内に居住しているかどうかにかかわらず条例の対象です（県外の者も県内で自転車を利用する場合は条例の対象です）。

Q 2 自転車利用者は何をしなければなりませんか。

- ・ 自転車が車両であることを認識し、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければなりません。（第5条第1項）
- ・ 自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めてください。（第5条第2項）
- ・ 国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めてください。（第5条第3項）
- ・ 利用する自転車について、定期的に必要な点検および整備に努めてください。（第12条第1項）
- ・ 自転車保険に加入することが義務となります。（第16条第1項）

Q 3 保護者は何をしなければなりませんか。

- ・ 監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めてください。（第8条）
- ・ 未成年者が利用する自転車について、定期的に必要な点検および整備を行うよう助言に努めてください。（第12条第2項）
- ・ 監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車保険に加入することが義務となります。（第16条第2項）

Q 4 事業者（企業など）は何をしなければなりませんか。

- ・ 従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めてください。（第9条）
- ・ 自転車を事業の用に供する事業者は、事業の用に供する自転車について、必要な点検および整備を行うよう努めてください。（第12条第1項）
- ・ 事業活動において自転車を利用するときは、自転車保険に加入することが義務となります。（第16条第3項）

・従業者のうち、通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険の加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車保険への加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません。（第 17 条第 3 項及び第 4 項）

Q 5 自転車を事業の用に供する事業者とは何ですか。

配達のために自転車を使用して業務を行う事業者のほか、官公署、会社、事業所の業務で自転車を利用する事業者も含まれます。

Q 6 事業活動において自転車を利用している場合、どのような自転車保険に加入すればよいですか。

・事業者がその事業活動において自転車を利用するときは、事業活動中における自転車事故の損害を補償する保険等に加入する必要があります。この場合、事業者向けに販売されている「施設賠償責任保険」等の名称の保険商品が自転車保険に該当します。

・事業活動中に自転車事故を起こし相手にケガなどを負わせた場合、一般的に従業者自身が個人で加入している個人賠償責任保険等では補償されません。そのため、事業者は、従業者が事業活動中に起こした自転車事故の損害を補償する「施設賠償責任保険」等、事業者向けの保険等への加入が必要となります。

Q 7 学校は、何をしなければなりませんか。

・児童、生徒又は学生が、自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な交通安全教育を実施してください。（第 11 条第 2 項）

・乗車用ヘルメットの着用を推進するため、情報の提供、啓発等その他の必要な施策を講じてください。（第 14 条）

・通学の方法として自転車を利用する者がいるときは、自転車保険の加入の有無を確認するよう努めなければなりません。（第 17 条第 5 項）

・自転車を利用する児童等及びその保護者に対し、自転車保険に関する情報の提供その他の必要な措置を講じてください。（第 18 条第 2 項）

Q 8 自転車小売事業者（自転車販売店等）は何をしなければなりませんか。

・自転車の購入者等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行ってください。（第 13 条第 1 項）

・国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力してください。

(第13条第3項)

・自転車購入者等に対し、自転車保険の加入の有無を確認しなければなりません。加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車保険への加入に関する情報を提供し、自転車保険への加入を勧めてください。(第17条第1項及び第2項)

Q9 自転車貸付事業者(レンタルサイクルなど)は何をしなければなりませんか。

・貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めてください。(第12条第1項)

・自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行ってください。(第13条第1項)

・国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力してください。(第13条第2項)

・貸し付ける自転車の利用に係る自転車保険に加入することが義務となります(第16条第4項)

・借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険の内容に関する情報を提供するよう努めなければなりません。(第17条第6項)

Q10 自転車貸付事業者は、どのような自転車保険に加入すればよいですか。

事業活動中における自転車事故の損害を補償する「施設賠償責任保険」等への加入が必要です。

しかし、通常の施設賠償責任保険の場合、対象は自転車貸出業者の整備や管理上のミスに起因する事故であり、借受人(利用者)の運転ミスによる事故は一般的に補償対象外となることが考えられます。そのため、借受人(利用者)の運転ミスを含め、貸し出した自転車の利用全般を補償する保険への加入は保険会社などに相談してください(商品・引受は保険会社ごとに異なります。補償の条件や補償範囲等の詳しい内容は、保険会社にお問い合わせください。)

Q11 自転車貸付事業者には、市町や、宿泊者に対して自転車をレンタルするホテル等も含まれますか。

シェアサイクルを運営する市町等や、有償・無償にかかわらず、継続的にレンタサイクルのサービスを行うホテル等も自転車貸付事業者として自転車保険への加入義務があります。

Q12 なぜ自転車の定期的な点検整備が努力義務になったのですか。

自転車は日々の利用や時間の経過により、車体や部品が劣化して故障や不具合等が生じる場合があります。故障や整備不良の自転車を利用することは、重大な事故につながる危険性があるため自転車の点検整備を努力義務としました。

具体的には、自転車を利用する前に、ブレーキは効くか、タイヤの空気は入っているか、ライトは点灯するか、尾灯または反射器材は光っているか、車体やハンドルは正常に動くか、ベルは鳴るかなどの点検を行いましょう。

Q13 自転車利用者はヘルメットを着用しなければならないのですか。

現行の道路交通法では、13歳未満の児童や幼児に自転車を利用させる保護者に対し、児童等にヘルメットをかぶらせる努力義務が規定されていますが、法の改正により、令和5年4月から、全ての自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されました。

Q14 高齢者の家族は何をしなければなりませんか。

高齢者の方に対して自転車の安全で適正な利用について助言を行うよう努めてください。
(第15条)

Q15 高齢者への家族の助言規定について、家族は何を助言すればよいですか。

・自転車に関する高齢者の交通死亡事故が多く、この状況を改善するためには、高齢者の子ども等から交通事故防止に向けて助言していただくことが効果的と考え当該規定を設けております。

・高齢者に対する自転車の安全で適正な利用に関する助言として、以下のものが考えられます。

○ヘルメットの着用を促すこと

○身体機能の低下を踏まえた利用に関すること（注意力、判断力等の低下を踏まえ、自転車の利用を控えるよう助言等）

○夜間の利用に関すること（夜間における反射材着用の助言等）

Q16 なぜ自転車保険への加入が義務になったのですか。

自転車利用者が加害者となる事故が後を絶たず、全国では自転車に関わる事故に対する高額な損害賠償を命ずる事例が発生しており、被害者救済と自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減を図るため、保険等への加入を義務としました。

Q17 自転車保険等に新たに加入する必要がありますか。

・まずは現在契約されている様々な保険等の補償内容を確認してください。現在加入中の保険等に、自転車事故で相手に怪我を負わせてしまった場合の損害を補償する内容が含まれていれば、既に自転車保険に該当する保険等に加入しているので、新たに保険等に加入する必要はありません。自転車保険等の種類や保険加入状況チェックシートを参照してください。また、加入中の保険等の内容がわからない場合は、契約している保険会社等にお問い合わせください。

・加入していない場合は、自転車保険に加入する必要があります。この場合も、自転車事故において相手方への損害を補償する内容が含まれている保険等に加入すれば、「自転車保険」という名称のものや自転車利用者向けに用意された商品でなくても構いません。

Q18 条例ではどれくらいの補償が必要と規定されていますか。

条例では、賠償額の規定はありません。なお、過去には約 9,500 万円の高額賠償事例があります。利用者自身の実情にあった保険に加入してください。

Q19 保険料はいくらですか。

保険料は、保険内容や補償内容により様々です。ご自身に合った補償内容をご確認の上、保険等に加入してください

Q20 保険等に有効期間はありますか。

・多くの保険等は有効期間（契約期間）が 1 年間ですので、満期が来る前に更新するか新たに保険等へ加入する必要があります。詳しくは加入している保険会社等へお尋ねください。

・TSマーク付帯保険も有効期間は 1 年ですので、詳しくは点検整備を受けた販売店へお尋ねください。

Q21 自転車利用者一人ひとりが加入手続きをするのですか。

保険商品には本人のみを補償の対象とするもののほか、家族全員を対象とするものなどがあり、必ずしも一人ひとりが手続きする必要はありません。実情に合わせて加入してください。

Q22 自転車利用者自身のケガの補償について保険等の加入は必要ですか。

条例で加入を義務としているのは、自転車の運行によって他人の生命又は身体が害され

た場合における損害を賠償できる保険又は共済ですので、自身の怪我等に対する保険等への加入義務はありません。

Q23 高齢者でも加入できる年齢制限のない保険等がありますか。

・保険によって、年齢制限がない場合があります。自動車保険や火災保険などの特約としての個人賠償責任保険は、年齢制限なく同居する親族を対象にしている場合が一般的です。
・また、TSマーク付帯保険は自転車の本体にかける保険であるため年齢制限はなく、自転車の所有者以外が運転していた場合でも補償されます。

Q24 県で加入できる保険がありますか。

県では保険の販売、あっせんなどは行っておりません。保険・共済事業者、保険代理店等にお問合せください。

Q25 自転車保険に加入しない場合、罰則はありますか。

罰則は設けておりませんが、自転車事故を起こした場合に備えて、必ず自転車保険に加入してください。

Q26 自転車保険等の加入義務の免除はありますか。

自転車を利用していれば誰でも交通事故の加害者となる可能性は等しくあることから、加入の免除規定は設けておりません。

Q27 中古自転車を買ったり、他人から自転車をもらったり、借りたりした場合には、その都度保険に加入する必要がありますか。

・もらったり、借りたりした自転車に乗る場合についても、自転車保険に加入する必要があります。ただし、すでに加入している個人賠償保険が自転車事故も補償対象としている場合は、人に保険がかかっているため、改めて個々に自転車保険に加入する必要はありません。

・自転車の点検整備に伴って貼付されるTSマークに付帯される保険は、自転車本体にかける保険ですので、だれが利用しても補償の対象となります。中古の自転車にTSマークが貼付されており、有効期限内（TSマーク付帯保険の有効期間は1年）であれば、改めて保険に加入する必要はありません。

Q28 県外から自転車で乗り入れる場合も自転車保険に加入しなければなりませんか。

石川県内で自転車を利用するときは、この条例の適用を受けますので、自転車保険に加入しなければなりません。

Q29 自転車小売業者や事業者による保険等加入の確認はどのような方法で行うべきですか。

確認方法については、保険証券の提出を受け確認する方法のほか、保険証券などを明示することが困難な場合や不明な場合には、口頭により確認する方法でも問題はありません。

Q30 自転車小売業者や事業者が提供に努める自転車保険の加入に関する情報とはどのようなものですか。

加入に関する情報とは、自転車保険の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容等です。

Q31 インターネット通販で自転車を販売している場合、どのようにして保険等加入の有無の確認や情報提供を行えばよいですか。

・インターネット通販を行っている小売事業者の場合は、通販サイト内に確認画面を設けるなど、その特性に応じた確認を行ってください。

・情報提供については、次のような形で対応することが可能です。

実店舗ではなくインターネット通販を行っている自転車小売事業者の場合、原則、電話による口頭確認を行ってください。なお、状況に応じてそのホームページ画面や、取引時の内容確認メールの文面に追記する等の手段により行うことも想定しています。

なお、情報提供にあたっては、

○県や関係団体が作成した自転車保険への加入の必要性を説明するリンクバナーを設置すること

○広告欄に特定の保険会社や商品を推奨するような記載ではなく、単に損害保険会社のバナーを設置すること

○自社のホームページ内において保険加入の必要性を説明するページを設け内容を説明することなどが考えられます。

Q32 自転車保険への加入はいつから義務化されますか。

令和6年4月1日から義務化となります。